

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成 12 年 8 月 15 日

男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、今般、平成 8 年 5 月 21 日に男女共同参画推進本部で決定された当面の目標である「20%」を達成した。

今後は、「20%」を達成した実績を踏まえ、平成 17 年(西暦 2005 年)度末までのできるだけ早い時期に、ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である「30%」を達成するよう鋭意努めるものとする。

なお、審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。

こうした取組を計画的に進めるため、各審議会の女性委員の人数及び比率等を定期的に調査・分析・公表することとする。